

さいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する建設工事等に係る指名競争入札及び随意契約の予定（以下「入札等の予定」という。）及び一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の結果（以下「入札の結果等」という。）並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「適正化法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）（以下「品確法」という。）の規定による建設工事等に係る発注の見通し（以下「建設工事等の発注の見通し」という。）に関する事項等の公表について必要な事項を定める。

(公表の内容等)

第2条 入札等の予定及び入札の結果等（以下「契約情報」という。）の公表の対象となる契約は、設計金額が400万円を超える建設工事の請負及び設計金額が200万円を超える建設工事に伴う設計、調査及び測量の業務委託とする。

2 入札等の予定に係る公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 工事（業務）名
- (2) 工事（業務）場所
- (3) 入札（見積）日時
- (4) 工事（業務）所管名
- (5) 予定価格（随意契約の場合は除く。）

3 入札の結果等に係る公表内容については、前項第1号から第3号に掲げるもののほか、次に掲げるものも併せて公表するものとする。

- (1) 入札業者名（随意契約の場合は、見積書を徴した相手方名）
- (2) 入札金額（随意契約の場合は、見積金額）
- (3) 設計金額
- (4) 予定価格
- (5) 落札業者名（随意契約の場合は、契約の相手方名）
- (6) 申込金額（落札金額（随意契約の場合は、決定金額）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額）
- (7) 最低制限価格（調査基準価格を設定したものにあつては、調査基準価格）

(公表の方法)

第3条 契約情報の公表方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部契約課とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市の財政局契約管理部契約

課のホームページへの掲載又は埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとする。

- 2 入札等の予定に係る公表については、被指名業者票（様式第1号）により指名通知後速やかに公表するものとする。
- 3 入札の結果等に係る公表については、さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱（平成18年さいたま市制定）第46条で規定する開札記録票記載項目のうち、第2条第3項に掲げるものを入札終了後速やかに公表するものとする。

（適正化法に基づく公表）

第4条 適正化法の規定に基づき公表する公共工事の発注の見通しは、予定価格が400万円を超える建設工事の請負を公表の対象とし、建設事業の発注見通し一覧（様式第2号）により行うものとする。

- 2 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項については入札及び契約過程（様式第3号）により行うものとする。
- 3 金額の変更を伴う変更契約があった場合においては、前項の規定を準用する。

（品確法に基づく公表）

第4条の2 品確法の規定に基づき公表する業務委託の発注の見通しは、予定価格が200万円を超える建設工事に伴う設計、調査及び測量の業務委託を公表の対象とし、建設工事に伴う業務委託の発注見通し一覧（様式第4号）により行うものとする。

（電子入札における公表の特例等）

第5条 システムを利用して公表する場合においては、当該システムの形式によるものとする。

（閲覧の期間）

第6条 契約情報及び建設工事等の発注の見通しに関する事項の閲覧期間は、当該入札が終了した年度の3月31日までとする。

- 2 公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項については、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで閲覧できるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、契約情報の公表について必要な事項は契約管理部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

（岩槻市の編入に伴う経過措置）

- 2 岩槻市の編入の日の前日までに、編入前の岩槻市の建設工事等に係る入札結果等の公表及び閲覧規則（平成10年岩槻市規則第25号。以下「編入前の岩槻市規則」という。）の規定によりなされた手続、その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。ただし、公表に係る様式及び方法については、編入前の岩槻市規則の例による。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１８年４月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後のさいたま市建設工事等に伴う契約情報公表要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる契約情報の公表について適用し、同日前に行われた契約情報の公表については、なお従前の例による。

様式第1号

被 指 名 業 者 票

工事名：

工事場所：

工事所管：

入札日時：

予定価格： (消費税込)

[illegible]

様式第 2 号

建設事業の発注見通し一覧（ 年度 分）

No.	所属	入札方法	工事業種	工事名	工事場所	工事概要	工事期限	発注・入札予定時期
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

入札及び契約過程

- ・工 事 名
- ・工 事 場 所
- ・入 札 日 時
- ・工 期
- ・種 別

～

等級	入札(見積)業者	1 回 (円)	2 回 (円)	

契約業者

住 所

設計金額 円

予定価格 円

調査基準価格 円

落札価格 円

消費税分 円

契約金額 円

変更金額 円

指名理由

工事概要

変更理由

様式第 4 号

建設工事に伴う業務委託の発注見通し一覧（ 年度 分）

No.	所属	入札方法	業務区分	業務名	履行場所	業務概要	履行期間	発注・入札予定時期
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								